

いちき串木野市 人権教育・啓発基本計画

(改訂版)

概要版



策定にあたって

平成12年(2000年)12月15日に公布・施行されました国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の責務として、平成28年(2016年)3月に「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」(以下、「現計画」という。)を策定し、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」を基本理念として、人権尊重の社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

近年の複雑化、多様化する人権問題や人権侵害の実態を踏まえ、人権教育及び啓発をより一層効果的に推進するため、本市は現計画を改訂し、引き続き、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

基本計画は、いちき串木野市が人権教育・啓発を推進するうえで基本的な考え方を示し、人権尊重の視点をもって取り組むべき施策の方向性を明らかにしたものです。

令和8年3月

基本理念～私たちが最も大切にすること～

自分の人権を大切にするとともに、他の人の人権も尊重しましょう。

自分の権利を行使するには責任が伴うことを忘れないようにしましょう。

お互いを認め合い、支え合う社会をみんなで築きましょう。

基本目標～「誰もが安心して暮らせるまち」の3つの姿～

すべての人の「自分らしさ」が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

◆【知る・学ぶ】人権意識を育むまち

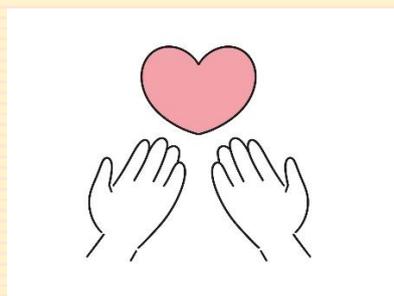
子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯を通じて人権を学び、正しい知識と思いやりを育んでいける機会を充実させます。

◆【認め合う】多様性を力にするまち

性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向など、お互いの違いを個性として認め合い、誰もが自分らしくいられる地域社会を育みます。

◆【守り支える】人権侵害のないまち

差別やいじめ、ハラスメントを許さず、もしも人権に関する問題が起きても、誰もがすぐに相談でき、適切に支援される仕組みを整えます。



人権問題は身近な場所や日常生活の中に存在する問題です。

だから

みんなで一緒に考えましょう！

人権教育:人権について学び、考え、行動する力を育むこと。

人権啓発:人権の大切さを社会全体に広く伝え、意識を高めること。

■あらゆる場での人権教育・啓発の推進

【学校等】 すべての子どもたちが年齢に応じた人権やインターネットの正しい使い方を学べるよう、教育や体験活動を進めるとともに、教職員や相談員のスキルアップを図り、安心して相談できる体制をより充実させていきます。

【家庭・地域社会】 家庭や地域社会において、お互いを尊重し学び合う機会を充実させ、子育てを支援する学習機会の提供や、多様な相談体制の強化に取り組んでいきます。

【企業・職場等】 企業活動における人権尊重の意識向上を図り、人権の視点を取り入れた人事管理を進めることで、多様性のある職場づくりを推進していきます。

■人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する研修等の推進

人権課題と深く関わる役割を担っていることから、豊かな人権感覚を養い、その感覚を行動に反映させることを目指します。

【市職員】・【教職員】・【消防職員】・【医療・保健関係者】・【福祉関係者】



女性

女性の人権問題とは、家庭や職場における男女差別、性犯罪・性暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(マタニティハラスメント)などの人権問題が依然として発生しています。

- ① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進
- ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の推進
- ④ 相談支援体制の充実

子ども

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などの子どもをめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。子どもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

- ① 子どもが人権を理解できる環境の整備
- ② 子どもの人権に関する教育や啓発活動の推進
- ③ 児童虐待防止に向けた対策の強化
- ④ いじめや不登校への対応の充実
- ⑤ 相談体制の充実

高齢者

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

- ① 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ② 高齢者の権利擁護の推進
- ③ 高齢者を取り巻く環境整備
- ④ 高齢者の社会参加の機会の確保
- ⑤ 認知症に関する正しい理解の普及啓発、認知症当事者やその家族の社会参加、情報発信

障がい者

障がいの有無にかかわらず、誰もが個人として尊重され、共に支え合う「共生社会」の実現が目指されています。しかし、実際には障がいへの無理解や偏見による差別、虐待、社会参加の制限といった人権問題が依然として存在します。

- ① 障がいのある人の人権についての教育・啓発の推進
- ② 障がいのある人への虐待防止、権利擁護及び相談体制の整備
- ③ 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい環境整備
- ④ 障がい者の社会参加への支援

同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)とは、特定の地域出身であることなどを理由に、結婚や就職などで不当な差別を受ける、日本固有の深刻な人権問題です。これは、憲法が保障する「人間の自由と平等」という基本的人権に関わる問題とされています。

- ① 同和問題(部落差別)についての正しい理解を促進する教育の啓発
- ② 関係機関と連携した教育・啓発の推進

外国人

就職や住居の拒否、ヘイトスピーチなど外国人への差別をなくし、文化・言語・宗教・生活習慣の違いを尊重し、共生社会を実現していくことが必要です。

- ① 外国人の人権の尊重についての理解
- ② 多文化共生社会の推進
- ③ 外国人のコミュニケーション能力向上支援と情報提供の充実

HIV 感染症・ハンセン病元患者・感染症患者等

これらの疾患は、病気そのものだけでなく、誤った知識や偏見から生まれる差別という深刻な人権問題を含んでいます。特に近年、新型コロナウイルスの世界的な流行をきっかけに、感染者やその家族、医療従事者への差別が大きな社会問題となったため、今回新たに「感染症患者等」が重要な人権課題として加えられました。

- ① あらゆる感染症患者に対する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進

犯罪被害者等

うわさや中傷から犯罪被害者とその家族を守り、その立場を理解し配慮する。

- ① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進
- ② 情報提供や相談・支援体制の充実

インターネット社会における人権問題

インターネットの普及に伴い、その匿名性を悪用した誹謗中傷、プライバシー侵害、差別的な書き込みといった人権問題が深刻化しています。正しい知識とマナーをみにつける必要があります

- ① 人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進
- ② 情報モラルに関する教育の充実
- ③ 相談体制の充実

北朝鮮当局による拉致問題等

拉致問題を含む北朝鮮による人権侵害問題に対し、国民的課題として関心と認識を深める。

- ① 拉致問題等についての啓発活動の推進

追加

性的指向・性自認

LGBT理解増進法の施行など、社会的な関心と法整備が進んでいます。性のあり方は一人ひとり異なり、誰もが自分らしく生きる権利を持っています。しかし、性的マイノリティであるという理由だけで偏見や差別にさらされることは、個人の尊厳を深く傷つける人権問題です。

- ① 多様な性を理解する教育や啓発の推進
- ② 相談・支援体制の充実
- ③ 制度や施設等における性的指向・性自認への配慮

追加

ハラスメント

深刻な社会問題として広く認識され、対策の重要性が増しています。ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、人格を否定する深刻な人権侵害です。

- ① ハラスメント防止のための教育・啓発
- ② 相談体制の整備

追加

生活困窮者

社会経済状況の変化に伴い生活困窮の問題がより深刻化・複雑化し、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(生存権)は、憲法で保障された基本的人権です。経済的な理由で住まいや食事、健康の確保が困難になることは、この権利を脅かす人権問題です。

- ① 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施

追加

災害時の人権問題

災害時の人権問題とは、災害という非常時の混乱の中で、高齢者、障がいのある人、外国人など特に配慮が必要な人々が不利益を被ったり、避難所生活においてプライバシーの侵害や差別、いじめなどが起きたりする問題です。

- ① 人権に配慮した防災対策
- ② 避難所における要配慮者への適切な対応
- ③ 被災者の生活支援

追加

複合的な人権問題

これまで、障がい者支援、外国人支援など、課題ごとに個別に対応されることが多くありました。しかし、その方法では複数の困難を抱える人が直面する複雑な状況が見過ごされがちになる、という課題があります。特に「女性」は、性差別に加え、国籍や障がい、貧困など他の要素が絡むことで問題が一層深刻化するケースが少なくありません。今後は、こうした背景を踏まえ、個別の課題を横断的・統合的に捉え、それぞれのつながりを考えた取り組みを進めていくことが重要です。

■これまで述べてきた人権問題のほかにも、社会的に取り組むべき重要な人権課題がいくつか存在します。例えば、先住民族としての権利や文化的・社会的差別に直面しているアイヌの人々、刑を終えて社会復帰を目指す人々、そして国際的な課題として取り組むべき人身取引などが挙げられます。



いちき串木野市役所市民生活課
〒896-8601いちき串木野市昭和通133番地1
TEL (0996) 33-5612
mail shimin2@city.ichikikushikino.lg.jp

